


公表用

令和6年5月

## 狛江市議会第2回定例会提出議案

 東京都狛江市

## 提 出 議 案

	議	
1	議案第30号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第1号）	-3-
2	議案第31号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	-14-
3	議案第32号 消防ポンプ車の購入	-19-
4	同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	-20-

議案第 30 号

令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第30号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

## 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度狛江市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,993,633千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		6,364,084	3,962	6,368,046
	2. 国庫補助金	1,302,953	3,962	1,306,915
16. 都支金		5,986,643	53,620	6,040,263
	2. 都補助金	3,930,051	53,620	3,983,671
20. 繰越金		100,000	16,051	116,051
	1. 繰越金	100,000	16,051	116,051
歳入	合計	33,920,000	73,633	33,993,633

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		3,559,521	11,875	3,571,396
	1. 総務管理費	2,851,721	3,000	2,854,721
	3. 戸籍住民基本台帳費	239,396	8,875	248,271
3. 民生費		17,985,463	22,553	18,008,016
	2. 児童福祉費	8,286,538	22,553	8,309,091
4. 衛生費		2,631,079	3,651	2,634,730
	1. 保健衛生費	1,095,548	3,651	1,099,199
10. 教育費		4,055,036	35,554	4,090,590
	2. 小学校費	1,012,602	589	1,013,191
	3. 中学校費	628,222	61	628,283
	4. 幼児教育費	441,983	34,904	476,887
歳出	合計	33,920,000	73,633	33,993,633

狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	6,364,084	3,962	6,368,046
16. 都支支出金	5,986,643	53,620	6,040,263
20. 繰越金	100,000	16,051	116,051
歳入合計	33,920,000	73,633	33,993,633

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,559,521	11,875	3,571,396	2,662	0	0	0	9,213
3. 民生費	17,985,463	22,553	18,008,016	1,300	14,941	0	0	6,312
4. 衛生費	2,631,079	3,651	2,634,730	0	3,451	0	0	200
10. 教育費	4,055,036	35,554	4,090,590	0	35,228	0	0	326
歳出合計	33,920,000	73,633	33,993,633	3,962	53,620	0	0	16,051



## 2. 歳入

## (款) 15. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

日	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務費 国庫補助金	千円 509,361	千円 2,662	千円 512,023	1. 総務管理費 補助金	千円 2,662	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円
2. 民生費 国庫補助金	503,517	1,300	504,817	4. 児童福祉費 補助金	1,300	11. 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金	
計	1,302,953	3,962	1,306,915				

## (款) 16. 都支出金

## (項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費都補助金	千円 1,729,414	千円 14,941	千円 1,744,355	6. 児童福祉費 補助金	千円 14,941	6. 認証保育所運営費補助金 33. 保育所等における安全対策支援事業補助金	千円 5,011 9,930
3. 衛生費都補助金	108,096	3,451	111,547	1. 保健衛生費 補助金	3,451	13. 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金	
7. 教育費都補助金	381,099	35,228	416,327	1. 教育総務費 補助金	324	18. 公立学校給食費負担軽減補助金	
				2. 幼児教育費 補助金	34,904	3. 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	
計	3,930,051	53,620	3,983,671				

## (款) 20. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	千円 100,000	千円 16,051	千円 116,051	1. 繰越金	千円 16,051	1. 前年度繰越金	千円
計	100,000	16,051	116,051				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
11. 諸費	千円 409,811	千円 3,000	千円 412,811	千円	千円	千円	千円			千円	
							3,000	18. 負担金、補助及び交付金	3,000	5. 住民税非課税世帯等特別給付金 3,000	
										[給付金対策室] 負担金、補助及び交付金 3,000 住民税非課税世帯等特別給付金	
計	2,851,721	3,000	2,854,721				3,000				

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 238,917	千円 8,875	千円 247,792	千円	千円	千円	千円			千円	
				2,662			6,213	12. 委託料	8,017	2. 一般事務費 8,875	
				2,662			6,213	13. 使用料及び賃借料	858	[市民課] 委託料 戸籍システム改修委託 2,662 窓口デジタル化支援システム導入委託 5,338 窓口デジタル化支援システム保守委託 17 使用料及び賃借料 858 窓口デジタル化支援システム利用料	
計	239,396	8,875	248,271	2,662			6,213				

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	千円 4,090,484	千円 22,153	千円 4,112,637	千円 1,100	千円 14,941	千円	千円	千円 6,112		千円	
				千円 1,100	千円 14,941			千円 6,112	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 22,153	10. 保育所等児童運営費 〔児童育成課〕 負担金、補助及び交付金 認証保育所運営費補助金 保育所等における性被害防 止対策に係る設備等支援事 業補助金 保育所等における安全対策 支援事業補助金
4. 保育園費	924,118	400	924,518	200				200			
				200				200	17. 備品購入費	400	3. 保育園維持管理費 〔児童育成課〕 備品購入費 管理用備品
計	8,286,538	22,553	8,309,091	1,300	14,941			6,312			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 326,966	千円 3,651	千円 330,617	千円	千円 3,451	千円	千円	千円 200		千円	
					千円 3,451			千円 200	11. 役務費	90	1. 予防接種
									1. 通信 運搬費	90	〔健康推進課〕 役務費
									12. 委託料	3,561	通信運搬費 郵送料 委託料

## (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	成人用肺炎球菌感染症ワクチン接種委託
計	1,095,548	3,651	1,099,199		3,451			200			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 502,142	千円 589	千円 502,731	千円	千円 294	千円	千円	千円 295		千円	
					294			295	18. 負担金、補助及び交付金	589	2. 学校給食費 [学校教育課] 負担金、補助及び交付金 学校給食代替者補助金
計	1,012,602	589	1,013,191		294			295			

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 277,674	千円 61	千円 277,735	千円	千円 30	千円	千円	千円 31		千円	
					30			31	18. 負担金、補助及び交付金	61	3. 中学校給食費 [学校教育課] 負担金、補助及び交付金 学校給食代替者補助金
計	628,222	61	628,283		30			31			

## (項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 幼児教育 振興費	千円 441,983	千円 34,904	千円 476,887	千円	千円 34,904 34,904	千円	千円	千円	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 34,904	千円 1. 私立幼稚園協会等補助 34,904 〔児童育成課〕 負担金、補助及び交付金 34,904 多様な他者との関わりの機 会の創出事業費補助金
計	441,983	34,904	476,887		34,904						

議案第 31 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給の停止)</p> <p><b>第18条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p>	<p>(支給の停止)</p> <p><b>第18条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 1 月以内<u>以内</u>又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p>

改正後	改正前
<p>(支給の一時差止め)</p> <p><b>第18条の3</b> 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差止処分後について、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(支給の一時差止め)</p> <p><b>第18条の3</b> 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差止処分後について、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

(狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

(狛江市消防団条例の一部改正)

第3条 狛江市消防団条例(昭和42年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p><b>第6条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員等となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p><b>第6条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員等となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(狛江市表彰条例の一部改正)

第4条 狛江市表彰条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の対象外)</p> <p><b>第8条</b> 表彰すべき事由を有する者が、次の一に該当するときは表彰を行わない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(表彰の対象外)</p> <p><b>第8条</b> 表彰すべき事由を有する者が、次の一に該当するときは表彰を行わない。</p> <p>(1) <u>懲役若しくは禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>



改正後	改正前
-----	-----

(狛江市まちづくり条例の一部改正)

第5条 狛江市まちづくり条例(平成15年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) <b>第79条</b> 前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開発等事業に着手した者については、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) <b>第79条</b> 前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開発等事業に着手した者については、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第6条 狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) <b>第20条</b> 第5条第3項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) <b>第20条</b> 第5条第3項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と

長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の狛江市職員の給料等に関する条例第18条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

#### 提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 32 号

消防ポンプ車の購入

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 消防ポンプ車の購入
- 2 納入場所 発注者が指定する場所
- 3 契約金額 金 141,900,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,900,000円)
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階  
株式会社モリタ 東京支店  
支店長 山北 忠司

令和6年5月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川 2 丁目
氏名・年齢	太田 美由紀 ・ 52歳

令和 6 年 5 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため。